金ケ崎町告示第１０３号

金ケ崎農業振興地域整備計画を、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和４４年法律第５８号）第１３条第１項の規定により変更するので、同条第４項及び第１１条第１項の規定により公告し、当該計画の変更案及び当該計画を変更しようとする理由を記載した書面（以下「変更理由書」という。）を次により縦覧に供する。

当町に住民登録している者は、縦覧期間満了の日までに、当該計画の変更案について、町に意見書を提出することができる。

また、当該計画のうち農用地利用変更計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、農用地利用変更計画案に対して異議があるときは、令和８年１１月１２日（※縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日目の日。ただし、当該日が休日のときは、休日でないその次の平日。）までに町にこれを申し出ることができる。

令和８年９月２８日

金ケ崎町長　　高　橋　文　浩

１　農用地利用変更計画の案の縦覧期間

自　令和８年　９月２９日

至　令和８年１０月２８日

２　農用地利用変更計画の縦覧場所

金ケ崎町役場農林課（金ケ崎町西根南町２２－１）

３　意見書の処理方法

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更を決定した旨の公告と併せて、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告する。

【様式第４－２号】

金ケ崎農業振興地域整備計画を変更しようとする理由

１　金ケ崎農業振興地域整備計画の変更理由

本町は、岩手県内陸南部に位置する水と緑に恵まれた自然豊かな町で、西にそびえる駒ケ岳から東に扇状に開けた地形となっており、古くから肥沃な土壌を活用した農業が基幹産業として発展してきました。

また、県内最大の工業団地である岩手中部（金ケ崎）工業団地には、医薬品や自動車関連企業工業が立地し、農工両輪の町として発展を続けています。

一方で、高齢化や人口減少といった社会問題は、本町の農業を取り巻く環境にも影響を及ぼしており、農業者の高齢化、担い手不足による農業従事者の減少や荒廃農地の増加など、依然として厳しい状況にあります。

本町では、基幹産業である農業の収益性確保のため、優れた経営感覚を持った担い手の育成支援を行うとともに経営体の事業継承支援により持続可能な経営体の育成に努めます。また、稲作に町の振興作物であるアスパラガス、きゅうり、ピーマン等を組み合わせた複合経営の推進や、畜産・酪農の生産基盤強化支援のための事業に取り組みます。

また、農地の保全のため、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための取り組みに対する支援を推進します。

本計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施し、農業の継続的発展を図るため、総合的に農業振興計画を見直すものです。

２　農用地利用計画の変更理由

別紙のとおり

【様式第３号別添３】

１　農用地区域からの除外一覧

番号	地区名	地　番	面積（㎡）	現況地目	除　外　理　由
1	永岡	永栄中の又 72-2	209	雑種地	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 平成 29 年 12 月 25 日第 7 号適用外証明
2	金ケ崎	西根花舘 7-1	625	宅地	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和元年 3 月 25 日第 10 号適用外証明
3	金ケ崎	西根駒丘 52-9	335	宅地	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 7 年 4 月 21 日第 2 号適用外証明
4	金ケ崎	三ケ尻南荒巻 41	3,467	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 平成 30 年 3 月 26 日金農委第 141 号非農地判断 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
5	金ケ崎	西根高谷野原 79-1699	1,722	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 平成 30 年 3 月 26 日金農委第 141 号非農地判断
6	金ケ崎	西根千貫石 161-3	999	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 平成 30 年 3 月 26 日金農委第 141 号非農地判断
7	金ケ崎	西根和光 293	2,053	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 平成 30 年 3 月 26 日金農委第 141 号非農地判断
8	金ケ崎	三ケ尻九反町 3-1	3,196	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
9	金ケ崎	三ケ尻九反町 4-3	57	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
10	金ケ崎	西根和光 273	1,955	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断

11	金ケ崎	西根和光 274	1,892	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
12	金ケ崎	西根和光 275	1,899	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
13	金ケ崎	西根和光 278	1,689	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
14	金ケ崎	西根和光 279	1,810	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
15	金ケ崎	西根和光 290-1	2,155	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
16	金ケ崎	西根和光 291	2,104	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
17	金ケ崎	西根和光 292	2,077	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
18	永岡	永栄西北沢 33-1	677	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
19	永岡	永栄西北沢 33-2	55	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
20	永岡	永栄西北沢 34-1	605	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
21	永岡	永栄西北沢 35-1	549	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
22	永岡	永栄西北沢 35-4	198	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断

23	永岡	永栄西北沢 36-1	622	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
24	永岡	永栄西北沢 37-1	205	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
25	永岡	永栄西北沢 38-1	68	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
26	永岡	永栄西北沢 39-1	175	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
27	永岡	永栄西北沢 40-1	208	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
28	永岡	永栄西北沢 41-1	524	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
29	永岡	永栄西北沢 42-1	964	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
30	永岡	永栄西北沢 43-1	1,279	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
31	永岡	永栄西北沢 44-1	1,713	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
32	永岡	永栄西北沢 45-1	1,273	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
33	永岡	永栄西北沢 34-4	6.48	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
34	永岡	永栄東北沢 18	1,187	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断

35	永岡	永沢石持沢 295	11,587	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
36	永岡	永沢石持沢 297-1	18,777	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
37	永岡	永沢平 3-3	858	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
38	永岡	永沢平 5	2,690	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
39	永岡	永沢平 3-2	2,086	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
40	永岡	永栄平の下 6	131	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
41	永岡	永栄平の下 7	212	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
42	永岡	永栄平の下 23-1	192	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
43	六原	六原頭無 2-42	1,000	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
44	六原	六原頭無 2-39	966	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
45	六原	六原頭無 2-43	898	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
46	六原	六原頭無 2-44	493	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断

47	六原	六原頭無 2-46	2,851	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
48	六原	六原頭無 2-41	970	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 2 年 5 月 1 日金農委第 21 号非農地判断
49	金ケ崎	西根高谷野 44	713	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 3 年 3 月 24 日金農委第 223 号非農地判断
50	永岡	永沢北清水 62-4	302	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 3 年 3 月 24 日金農委第 223 号非農地判断
51	金ケ崎	三ケ尻渋川堤下 15-3	1,420	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断
52	金ケ崎	西根五百津 93-1	596	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断
53	金ケ崎	西根五百津 201	864	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断
54	金ケ崎	西根五百津 207	251	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断
55	金ケ崎	西根向谷起 3-2	218	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断
56	金ケ崎	西根向谷起 3-3	333	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断
57	金ケ崎	西根向谷起 4-2	485	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断
58	金ケ崎	西根向谷起 4-3	27	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委第 234 号非農地判断

59	永岡	永沢石持沢 1	2,537	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
60	永岡	永沢石持沢 2	1,101	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
61	永岡	永沢石持沢 6-7	1,892	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
62	永岡	永沢石持沢 6-27	935	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
63	永岡	永栄上足の口 2-2	780	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
64	永岡	永栄上足の口 6-2	9,492	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
65	永岡	永栄上足の口 10	962	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
66	永岡	永栄上足の口 12-2	885	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
67	永岡	永栄上足の口 12-3	1,370	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
68	永岡	永栄上足の口 8	2,639	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
69	金ケ崎	三ケ尻大石道下 44-3	454	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
70	金ケ崎	三ケ尻大石道下 45-1	170	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断

71	金ケ崎	三ケ尻日向川原 16	1,024	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
72	金ケ崎	三ケ尻日向川原 17	119	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
73	永岡	永沢長坂上 23	1,007	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
74	永岡	永栄女夫坂 4-14	8,362	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
75	永岡	永栄女夫坂 4-204	3,782	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
76	金ケ崎	西根和光 509-2	868	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
77	金ケ崎	西根和光 524-1	2,715	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
78	金ケ崎	西根和光 547-2	1,627	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
79	金ケ崎	西根和光 496-2	1,892	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
80	金ケ崎	西根久保屋敷 3	914	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 3 月 11 日金農委 第 234 号非農地判断
81	金ケ崎町	三ケ尻枝土手下 65-1	952	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委 第 157 号非農地判断
82	永岡	永栄中の又 69-1	3,033	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委 第 157 号非農地判断

83	永岡	永栄中山 81	5,800	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
84	永岡	永栄蜘頭 68	3,657	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
85	永岡	永栄蜘頭 69	3,072	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
86	永岡	永栄中の又 40-1	1,387	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
87	永岡	永栄中の又 40-7	14,172	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
88	金ケ崎	西根上森 13-2	3,086	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
89	金ケ崎	西根石黒 149-1	778	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
90	金ケ崎	西根石黒 150-1	400	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
91	六原	六原頭無 3-1	1,214	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
92	永岡	永栄向細野 116	1,570	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
93	永岡	永栄向細野 117-1	500	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断
94	永岡	永栄中の又 120	4,316	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 4 年 12 月 23 日金農委第 157 号非農地判断

95	金ケ崎	西根藤巻 36-1	1,127	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 5 年 12 月 25 日金農委 第 166 号非農地判断
96	金ケ崎	西根掛越 78-2	76	雑種地	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 5 年 12 月 25 日金農委 第 166 号非農地判断
97	六原	六原頭無 48-1	516	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 5 年 12 月 25 日金農委 第 166 号非農地判断
98	金ケ崎	三ケ尻上関口 44-1	249	宅地	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 5 年 12 月 25 日金農委 第 166 号非農地判断
99	永岡	永栄中の又 111	2,211	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 5 年 12 月 25 日金農委 第 166 号非農地判断
100	金ケ崎	西根頭無 38	828	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 5 年 12 月 25 日金農委 第 166 号非農地判断
101	金ケ崎	西根頭無 40	2,231	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 5 年 12 月 25 日金農委 第 166 号非農地判断
102	永岡	永沢鳥の海後 666	135	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委 第 148 号非農地判断
103	永岡	永沢鳥の海後 672	214	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委 第 148 号非農地判断
104	金ケ崎	西根別當渕前 6-5	4,575	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委 第 148 号非農地判断
105	金ケ崎	西根別當渕前 9-2	4,132	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委 第 148 号非農地判断
106	金ケ崎	西根別當渕前 11	2,079	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委 第 148 号非農地判断

107	金ケ崎	西根別當渕前 17-1	2,297	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
108	金ケ崎	西根和光 276	1,970	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
109	金ケ崎	西根和光 277	1,804	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
110	永岡	永沢鳥の海前 22-14	2,489	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
111	金ケ崎	三ケ尻上渋川 6	353	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
112	金ケ崎	三ケ尻上渋川 21-1	319	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
113	金ケ崎	三ケ尻上渋川 23-1	204	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
114	金ケ崎	三ケ尻鎌田東 14	67	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
115	金ケ崎	三ケ尻鎌田東 16	100	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
116	永岡	永沢長坂上 19	3,942	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
117	金ケ崎	西根真析 40-2	2,214	山林	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
118	永岡	永沢鳥の海前 9	407	原野	法第 10 条第 3 項非該当 定義 3(2) 令和 6 年 12 月 23 日金農委第 148 号非農地判断
119	金ケ崎	西根駒丘 129	2,296 のうち 12.0	畑	法第 10 条第 4 項、施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 21

					号による （携帯基地局）

２　農用地区域への編入一覧

番号	地区名	地　　番	面積（㎡）	現況地目	編　入　理　由
1					
2					
3					
4					
5					

３　農用地区域の用途変更一覧

番号	地区名	地　　番	面積（㎡）	現況地目	用途変更理由
1					
2					
3					
4					
5					